

令和2年4月2日

西山 紀男 様

西山キミエ様 成年後見人 安部高樹

ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

西山様より令和元年9月24日付でいただいたメール（「メール1：Re^2：「後見事務報告書」（令和元年6月28日作成）の所感」というファイル名を付けた添付ファイルです。以下、単に「メール1」といいます）でご連絡いただいた、「3.『西山家墓地（母が立ち退きを要請されて30年余り放置していた）を横浜・長延寺墓地へ改葬するため立替え払いしている費用を母の財産の中から支払ってもらうこと。』（以下、単に「事項3」といいます）及び「5.『第1回 後見事務報告書 追加報告書』を拝見いたしたところ、♥ 恭子の回答に、同居理由の片一方の証言や入院中の和子、紘二の浪費との虚偽の証言があり、またキミエの世話で育った自身の子弟（朱美、竜也）が受けた恩恵（朝食、弁当作りから洗濯、祝金など）には何ら触れていないことが散見されます。』（以下、単に「事項5」といいます）についてご連絡いたします。

令和元年10月30日付の西山様宛の当職のメール（添付の「メール2：RE：Re^2：「後見事務報告書」（令和元年6月28日作成）の所感」〔以下、単に「メール2」といいます〕）に「事項3」及び「事項5」について♥ 恭子氏に照会等をするというようなことを書いてから、この文書をお届けするのにかなりの時間が経ってしまいました。これは、西山様と♥氏が明らかに紛争状態または少なくとも紛争直前の状態にあるといえる状況にあり、♥氏への照会・質問の文書を作成するにせよ、内容及び表現の細かい部分にまで神経を使わな

ければならず、また西山様にお届けするこの文章を作成する場合にも種々細かい点に気を遣わなければならないと考えたからにほかなりません。

なぜ細かい点にまで注意しなければならないかといえば、当職はあくまでも西山キミエ様の成年後見人であり、あくまでも西山キミエ様のために後見事務を遂行しているのであり、キミエ様のご親族のキミエ様に関する意見等の対立については、たとえばその意見等が明らかにキミエ様にとって相当の利益となると解釈されるような場合を除いて、どちら側にも傾かないという姿勢を保持することが求められると考え、この点についてわずかな誤解も招かないようにしなければならぬと考えたからです。

なお、この文書では、西山キミエ様や西山紀男様、西山和子様、西山紘二様には「様」を附し、♥ 恭子氏及び♥ 俊雄氏には「氏」を附しますが、これは儀礼のためであり、儀礼の範囲内であり、上記と何ら矛盾するものではないと考えます。ただし、引用部分に関してはこの限りではありません。

さらに念のため書きますが、♥ 氏の苗字について、引用元が「辻」となっている場合であってもすべて「♥」で統一します（引用された文章中の「辻」も「♥」に変えるという意味です）。

まず、「事項3」については、「メール2」に書きましたように（この部分の引用は長くなりますので、下に「引用1」として別記します）、♥ 恭子氏に「事項3」を伝え（添付の「メール3：Re：確認事項」でご了承いただいていますように、西山様がお書きになったことをそのままお伝えしています。なお、この添付のメールについては、以下、単に「メール3」といいます）、回答を求めました。なお、♥ 氏への質問の趣旨は、「引用1」の「A」と同趣旨です。

（引用1始め）ア. 下記「3」についてですが、キミエ様の流動資産（預貯金）についてはだいたいご把握なさっているかと存じます。

当然ながら、865万円全額をキミエ様の預貯金から支出することは不可能です。当職の感触としてはその1割程度か多くとも3割程度かと存じます。

この件、西山様がキミエ様の財産よりの支出をご希望であれば、次のように進めたいと思います。

- A. 今回のメールにお書きいただいた「3」の内容を♡恭子様にお伝えし、そのような事情や金額を把握しているかということや、お墓に関する費用をキミエ様の財産から支出してよいか、よいとすればいくらくらいまでかをお聞きする（前のメールに書きましたように、キミエ様の預貯金が尽きた場合には、♡様が不足分を補填するというお話をいただいているからです。キミエ様の預貯金残額が少なければ少ないほど、預貯金が尽きる時期が早まり、♡様の利害に関係します）。
- B. ♡様からこの件に支出することを了承いただき、金額の提示をいただいた後、長崎家庭裁判所に支出の是非を相談します。

（引用1終り）

「事項3」についての♡氏への質問の回答を、♡氏から届いた文書を引用して書きますと、次のようでした。

回答3 1 「支払う必要は全くない」。

回答3 2 「支払いを請求する相手を間違っ」ており、支請求する相手は「山口節夫氏であり、交渉次第で墓の移転費用は応分に貰えたはず」である。

回答3 3 ♡氏の回答は結局のところ（「結局のところ」は当職の解釈です）、
『令和

2年2月19日付 西山紀男・西山美年子様宛』郵送した『ご連絡』文書
P. 8

『第5墓の移設費用について』に書いたとおりであるようです。

以上より、「引用1」の「A」について、♥氏はいわば「ゼロ回答」ですので、「引用1」の「B」については検討しない、つまり西山家の墓地改葬等の費用を西山キミエ様の財産から支出することについては、少なくとも留保いたします。

次に「事項5」については、「メール2」に「下記『5』については、西山様がメールにお書きの内容を♥様にお伝えして、西山様はこのようにおっしゃっていますが、いかがでしょうか、とお聞きするしかありません」書きましたが、これに沿ってほしい下記のようなことを聞きました。なお、これについても、♥恭子氏に「事項5」をお伝えし（「メール3」でご了承いただいていますように、西山様がお書きになったことをそのままお伝えしています）、回答を求めました。

（♥氏宛の文書中、当職が「事項5」について書いたことの要旨：始め）

・成年後見人としては、被後見人の財産が不当に減っていた場合、それが過去のことであったとしても、本当に不当に減っていたのかを検討し、不当に減っていた場合はそれを取り戻す努力をしなければならない。

・西山紀男様が「事項5」に書いていることは、♥氏が西山キミエ様の、加えて♥紘二様の財産を不当に減らしたという情報提供をしていると考えられるので、事項5に書かれていることについて考え等を回答されたい。

（♥氏宛の文書中、当職が「事項5」について書いたことの要旨：終り）

上記「♥氏宛の文書中、当職が「事項5」について書いたことの要旨」に書きましたように、事項5についての♥氏に対する照会は、西山様の情報提供により、「成年後見人としては、被後見人の財産が不当に減っていた場合、それが過去のことであったとしても、本当に不当に減っていたのかを検討し、不当に減っていた場合はそれを取り戻す努力をしなければならない」ということのためにするものです。

そこで、事項5についての♥氏の回答を西山様にお知らせするとすれば、それはこれについて西山様に報告義務があるからではなく、情報提供者に対するいわば礼儀として、当職が差し支えない範囲でお知らせするものであるとご理解いただきたいと存じます。

事項5をめぐる♥氏の回答について、引用を交えながら、要点を書きます。

回答5 1 「事項5」のうち、最初のほうに書かれた「キミエの世話で育った自身の子弟（朱美、竜也）が受けた恩恵（朝食、弁当作りから洗濯、祝金など）」についての♥氏の回答を概括的に書きますと、「キミエの世話で育った」はこじつけ、詭弁である、朝食は以前からの習慣とボケ防止の意味もあってキミエ様が味噌汁を作った、洗濯はキミエ様の分はキミエ様が、♥氏の家族分は♥家で行っていた、祝金については、それぞれ儀礼の範囲内で行った、一方、キミエ様は西山様のお子さんやお孫さんに入・進学祝金等を渡し、または送金し、その額は相当額にのぼると思う（安部註：この「恩恵（朝食、弁当作りから洗濯、祝金など）」は西山様としては金銭面のことを意味していらっしゃる可能性もありますが、文章を素直に読むと祝金は別として、朝食等については金銭面以外の「恩恵」について述べていると解釈しても差し支えないように思われ、♥氏はそのような解釈のもと回答したものと思われま

す）。
回答5 2 キミエ様は西山様や♥氏が子供を連れてきても泊まれるように、また紘二様も泊まれるように自宅を増築したり、「諫早城見町の貸家のゴタゴタで弁護士まで立て、店舗改築費を不当に取られたり、その後、建物を壊して駐車場にしたりで、相当に出費したと思」う。

回答5 3 キミエ様は、♥氏と同居のための自宅取壊し及び新築に費用を支出している。城見町の土地を売却した際の手取額のほとんどを西山様に渡している。

回答5 4 多良見町の土地を売却後の手取額は税引き後わずかであり、その中から自宅の新築時にかなりの出費があったと思われ、株式投資でも相当の損失があったものと思われる。

回答5 5 むしろ、「かいごの花みずき」入所後、施設の不手際からキミエ様が圧迫骨折し、♥氏が抗議することで、保険会社から500万円の補償を得ることがあった。
つまり、♥氏はキミエ様の財産を減らすどころか増やしている。

(以下、「事項5についての♥氏の回答に関する当職の地の文」という意味で、「地5 1」というような符号をつけます)

地5 1 ここで当職の註釈ですが、「回答5 1」を除き、上記は必ずしも「事項5」に書かれたことへの直接的な回答ではないと思います。これは、当職が、「事項5」の文章は「結局のところ、♥様はキミエ様や紘二様の財産を不当に減少させるようなことをしていたのにちがいない、という情報提供と思われ」るので、これに対する感想・肯定・反論等をいただきたいと書いたことから、いわば範囲を拡げて♥氏が文章を認めたものと思います。

地5 2 次に、「事項5」に「入院中の和子、紘二の浪費との虚偽の証言があ」という記述があることから、♥氏はまず和子様について自分の不正支出が疑われていると考えたようであり、それについて書いています。以下、要点を記します。

回答5 6 和子様の金銭管理や買い物等は、キミエ様が花みずきに入所前までは、キミエ様が一人でがんばって行っていた。その後、自分(♥氏)に管理等するようキミエ様から頼まれたが、仕事をしていたので忙しくてとてもできない、病院に少しお金(安部註：金銭管理料のことでしょう)を取られても病院にまかせたほうが間違いないとキミエ様がいい、預金通帳等を入院先の道ノ尾病院に預けてすべて管理してもらっている。

回答5 7 上記のように道ノ尾病院にまかせる前はキミエ様が管理していたので、自分

(♥氏)が不正支出、浪費、虚偽証言をしたと言われるいわれはない。

回答5 8 和子様のことについて、「私(恭子)は、母(キミエ)から聞いた話を、聞いた通りに成年後見人(安部高樹司法書士)に話しただけである」とのことです(安部註:実際には、主として当職が質問を記した紙に和子様のことについて書く形で当職への回答がされたと思います)。

地5 3 次に上記にも引用した「入院中の和子、紘二の浪費との虚偽の証言があ」という記述から♥氏は紘二様についても自分の不正支出が疑われていると考えたようであり、それについて書いています。以下、要点を記します。

回答5 9 紘二様の金銭管理や買い物についても和子様の場合と同じであり、キミエ様は紘二様の預金通帳を紘二様の入院先である杠葉病院に預けて管理してもらっていた。

回答5 10 和子様と紘二様とで出費の違いがあるが、これは紘二様は「外向き」の性格であり、和子様は「内向き」の性格であるという性格の違いに起因するのではないかと。紘二様は『『外向き』で勤労意欲があり、情報処理技術者として仕事をしたい意欲があり、情報処理の専門書や問題集、パソコン・テレビ・電子辞書』といったものを「買い揃えて、資格取得や仕事に備えていた」ほか、息抜き等のための書籍・雑誌、また運動・活動用にナイキ、アディダスなどのブランドのものを買っていたようである。

回答5 11 「事項5」に「紘二は20代から50年の間、杠葉病院病院に監禁されており、母が上等の背広や靴を必要無いのに買い与える訳はありません」という記述があるが、紘二様は「50年間も監禁されてはいない」。

回答5 12 キミエ様が「かいごの花みずき」に入所するまでは、紘二様は「毎月三日間ほど、泉町の実家に帰り、自由に過ごしていた。また、「本人の希望があれば、服や靴、めがね、時計、食品（おやつ）」などをキミエ様が買ってやり、キミエ様が花みずきに入所後も「日帰りに来て、一日買い物や食事に付き合っていた」。

回答5 13 紘二様がキミエ様、♥ 恭子氏と一緒に、ときに♥ 俊雄氏も一緒に諫早に墓参りに行き、諫早市内や長崎市内で食事をすることもあった。また皆で紘二様のための「買い物を諫早か長崎のスーパー、デパートなどで」し、紘二様と♥ 俊雄氏と一緒にビールを飲むようなこともあった。

回答5 14 紘二様は紅葉病院からの行き、帰りはタクシーを使い、キミエ様は紘二様が病院に帰るときはタクシー代と小遣いをやっていた（安部註：♥ 氏が書いたことを多少読み解いて当職が書きました。よって♥ 氏が書きたかったことを正しく反映していない可能性があります）。

回答5 15 「『紅葉病院』からの外出も有ったよう」であり（安部註：家族とは別に病院職員同行で紘二様が外出したということを行っていると思います）、その際、「好きな物を買ったり、同行の職員におごって遣ったりして、結構自由に楽しんでいたよう」だ。

上述のとおり、西山様は、「事項5」によって、♥ 氏が「キミエ様や紘二様の財産を不当に減少させるようなことをしていたのにちがいない、という情報提供」をしたと当職は解釈しました。

「事項5」をめぐる♥ 氏の回答を読むと、♥ 氏はこうした「疑い」に対して、真っ向から否定していると思われます。

こうした問題について、♥ 氏の言い分を一方的に信じるわけではない（また西山様の言い分を一方的に信じるわけでもありません）ですが、客観的に見

て、これまでのところ、♥氏がキミエ様や紘二様（さらには和子様）の財産を不当に減少させたとまでいえる証拠等があるとはいえないと考えます。

つまり、令和元年7月7日付「第1回 後見事務報告書 追加報告書」の結論といえる、「現時点では、恭子氏らが本人の意思に反してまたは本人の意思とは無関係に本人の財産を自己のものとして保管した、または費消したとみなし、そしてそれゆえにそうした財産を本人に返還せよと求めることはきわめて困難である」という当職の考えを些かなりとも変える資料等に当職は出合ったとはいえず、上記の「結論」を現時点での結論といたします。

時節柄、ご自愛のほど、お願い申し上げます。

敬具